

法律知識 No.40



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

令和2年4月から、保護者の子供に対する体罰が法律で禁止されると新聞で読みました。子供が悪いことをしたときに、しついでたたくことも禁止されるのですか。

人の物を盗んじゃいけないだろ！



ちょっと待って！
しついででも子供をたたくのは禁止だよ！



A

「児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」）」において、**親権者が児童のしついでに際して体罰を加えてならないとの規定が設けられ、令和2年4月1日から施行されました。**

どのようなことが体罰に当たるかについては、厚生労働省が発行したガイドライン「体罰等によらない子育てのために」に掲載されています。ガイドラインでは、“**どんなに軽いものであっても身体に何らかの苦痛または不快感を引き起こす行為全てが児童虐待防止法の定める体罰に該当する**”としています。口頭で3回注意したが言うことを聞かないので頬をたたいた、他人の物を盗んだので罰として尻をたたいたことなどが、禁止される体罰の例として挙げられています。

家庭内の体罰を一切禁止することには、異論もあると思います。日本で実施したアンケートで、6割の人がしついでのための体罰を容認しているとの結果が出たこともあります。しかし、体罰には様々な弊害があるとされています。厚生労働省の調査によると、体罰を受けた子供は、落ち着いて話を聞けない、約束を守れない、感情をうまく表せない、集団で行動できないなどの状態に陥るリスクが高まるとされています。また、暴力や暴言などを受けて育った子供は、脳に傷ができるとの研究報告もあります。反対に、体罰のメリットを明らかにした研究報告はありません。ガイドラインでは、**体罰によって子供の行動が変わったとしても、それは自発的なものではなく、たたかれた恐怖心などによって行動した姿であり、子供の成長の助けとはならないとしています。**

わがままを言う子供を、どのようにしつければいいのかと思うかもしれません。ガイドラインには、褒めて育てる方法が具体的に紹介されています。また様々な団体が、体罰によらない子育ての方法を紹介しています。

このように体罰には様々な弊害があるとされており、法律で体罰が禁止された以上、全ての保護者が体罰によらない子育てを行っていく必要があります。